

改正案	現行
<p>かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会におけるワーキンググループの設置及び運営に関する要綱</p> <p>(設置目的)</p> <p>第1条 この要綱は、次世代自動車(水素・燃料電池自動車(FCV)及び電気自動車(EV))の普及を目的として設置する「かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会」の部会(水素・燃料電池自動車(FCV)部会、電気自動車(EV)部会)のもとに設置するワーキンググループの組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 水素・燃料電池自動車(FCV)部会のもとに設置するワーキンググループは次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 水素・燃料電池自動車(FCV)普及啓発に関すること</p> <p>(2) 水素ステーションの整備促進に関すること</p> <p>(3) 水素関連分野における産業振興に関すること</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>2 電気自動車(EV)部会のもとに設置するワーキンググループは次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 電気自動車(EV)の普及啓発に関すること</p> <p>(2) 蓄電池の活用及び普及啓発に関すること</p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 ワーキンググループは、各部会の会員等から、次条に定めるグループ長が必要と認める者で構成する。</p> <p>(グループ長)</p> <p>第4条 ワーキンググループにグループ長を置く。</p> <p>2 グループ長は、神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室脱炭素ライフスタイル担当課長を持って充てる。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 ワーキンググループは、グループ長が必要に応じて招集する。</p> <p>2 ワーキンググループにおいて、必要があると認めるときには、その会議にワーキンググループ員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第6条 ワーキンググループの会議は非公開とする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 ワーキンググループの事務局は、神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室が担う。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、グループ</p>	<p>かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会におけるワーキンググループの設置及び運営に関する要綱</p> <p>(設置目的)</p> <p>第1条 この要綱は、次世代自動車(水素・燃料電池自動車(FCV)及び電気自動車(EV))の普及を目的として設置する「かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会」の部会(水素・燃料電池自動車(FCV)部会、電気自動車(EV)部会)のもとに設置するワーキンググループの組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 水素・燃料電池自動車(FCV)部会のもとに設置するワーキンググループは次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 水素・燃料電池自動車(FCV)普及啓発に関すること</p> <p>(2) 水素ステーションの整備促進に関すること</p> <p>(3) 水素関連分野における産業振興に関すること</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>2 電気自動車(EV)部会のもとに設置するワーキンググループは次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 電気自動車(EV)の普及啓発に関すること</p> <p>(2) 蓄電池の活用及び普及啓発に関すること</p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 ワーキンググループは、各部会の会員_____で構成する。</p> <p>(グループ長)</p> <p>第4条 ワーキンググループにグループ長を置く。</p> <p>2 グループ長は、神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室脱炭素ライフスタイル担当課長を持って充てる。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 ワーキンググループは、グループ長が必要に応じて招集する。</p> <p>2 ワーキンググループにおいて、必要があると認めるときには、その会議にワーキンググループ員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第6条 ワーキンググループの会議は非公開とする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 ワーキンググループの事務局は、神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室が担う。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、グループ</p>

部長が各ワーキンググループに諮って定める。

附 則
この要綱は、平成25年10月24日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年7月28日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年7月19日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年6月14日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年11月 日から施行する。

部長が各ワーキンググループに諮って定める。

附 則
この要綱は、平成25年10月24日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年7月28日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年7月19日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年6月14日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年11月 日から施行する。